

令和元年 9 月吉日

お客様各位

伊豆急行株式会社

消費税率引き上げに伴う水道新料金のお知らせ及び給水規程の改定について

拝啓 皆様には日々ますますご清祥のことと拝察いたします。

平素は弊社水道事業につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、この度の税制改正により令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられるのに伴い、弊社水道事業の各種料金につきましても税率増加分を上乗せした金額を新料金とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

また、この消費税率の引き上げに併せ、「給水規程」についても下記の通り内容の一部変更をさせていただきますので、ご確認いただき、ご不明な点等がございましたらお問い合わせ先までご連絡下さい。

今後も、更なるサービスの向上に向け、より一層の努力をしておりますので、引き続きご愛顧賜りますよう重ねてお願い申しあげます。

敬 具

【給水規程変更箇所】

改定後	現行規程
<p>第 21 条 料金は下記給水料金及びメーター使用料表により算出した合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。 但し、その額が 1 円未満の時は切り捨てとする。</p>	<p>第 21 条 料金は下記給水料金及びメーター使用料の合計に 100 分の 108 の消費税等乗じて得た額とする。 但し、その額が 1 円未満の時は四捨五入とする。</p>
<p>第 28 条 手数料は次の各号の区分による額に消費税及び地方消費税を加えた額を申込者が申込の際、管理者にこれを支払うものとする。 但し、管理者が特別の理由あると認められた場合はこの限りではなく、支払額</p>	<p>第 28 条 手数料（消費税等を含む）は次の各号の区分により申込者が申込の際、管理者にこれを支払うものとする。 但し、管理者が特別の理由あると認められた場合はこの限りではない。</p>

改定後	現行規程
が1円未満の時は切り捨てとする。	
(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき <u>14,286円</u>	(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 15,428円
(2) 指定給水装置工事事業者指定証再 交付手数料 1件につき <u>1,905円</u>	(2) 指定給水装置工事事業者指定証再 交付手数料 1件につき 2,057円
(3) 工事審査及び検査手数料 1件につき <u>3,334円</u>	(3) 工事審査及び検査手数料 1件につき 3,600円
(4) 証明手数料 1件につき <u>572円</u>	(4) 証明手数料 1件につき 617円
附則 1. この規程は、 <u>令和元年10月1日</u> (以 下「施行日」という) から施行する。	附則 1. この規程は、平成26年4月1日(以 下「施行日」という) から施行する。

【お問い合わせ先】〔事業主〕

伊豆急行株式会社 運輸部 技術課 担当 山田・石原
 電話番号 0557(53)2105
 平日 9:30~17:00

[管理委託先]

株式会社伊豆急コミュニティー
 不動産事業部 業務課 担当 山口、野田
 電話番号 0557(53)1117
 平日 9:30~17:00